

# 大野城市立大野小学校「いじめ防止基本方針」

令和8年4月  
大野城市立大野小学校

## 1 いじめ防止に対する大野小学校の考え方

### (1) いじめの定義

児童に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめを生まないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

## 2 いじめ防止等の組織

### (1) 生徒指導委員会

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、学級担任、SSW等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、毎月1回を基本とし、その他緊急性のある場合に開催する。

### (2) 職員連絡会での情報交換及び共通理解

職員連絡会（毎週金曜日）において、必要に応じて、全教職員で配慮を要する児童の現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

### (3) 学校運営協議会における学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築

地域全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携を図る。そこで、学校運営協議会内に「いじめ防止対策部」を設置し、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

また、保護者や地域の理解を得るため、機会をとらえ、要約して「いじめ防止基本方針」を児童や保護者及び地域等へも説明する。

## 3 いじめの未然防止（いじめを生まない教育活動の推進）

### (1) 学級経営及び道徳教育の充実

- 分かる・できる授業の実践、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 道徳の授業を通して、児童の自尊感情を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- 発達支持的生徒指導の充実を図り、いじめを生まない学級環境づくりを行う。
- 「生徒指導年間指導計画」や「規範意識育成学習計画」に基づく学習指導を、計画的に確実に実施する。

### (2) 相談体制の整備

- 毎月のいじめに関わる「無記名アンケート」後に学級担任による教育相談週間を学期1回（6月・10月・2月）設定して教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。無記名アンケートの集約後、速やかに形式に沿った報告を管理職に行う。具体的には、毎月第2週に学級担任が無記名アンケートを実施後、その日に集約し、記入分は原本ごと主幹教諭または教頭に提出する。並行して、学年でアンケート結果の報告、協議を行い、確実に子どもへの指導を行う。
- PTAと連携し、「いじめチェックリスト」を活用した保護者アンケート等を実施し、いじめの早期発見や相談体制の整備に努める。
- スクールアドバイザーによる巡回相談日を設定し、児童、保護者の教育相談の充実に努める。
- 大野城市教育サポートセンターの学校心理専門員（SC）、学校社会福祉専門員（SSW）と連

携し、いじめや不登校等に関わる生徒指導上の問題の解消や、発達等に課題のある児童の支援に努める。

- 学校運営協議会組織に学校運営協議会委員(6名)と校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭からなる「いじめ防止対策部」を設置し、いじめ防止等の対策やいじめ問題等の対応について協議する。また、その他緊急性のある場合に委員会を開催する。
  - 校長室前の廊下に「校長先生あのねポスト」を設置し、児童が学校生活において、互いの姿や行いのすばらしさに気づき、「あのねポスト」を通して学校全体に伝える。
- (3) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
- 児童のインターネットに関する現状把握に努めるとともに、児童の発達段階に応じて、情報モラル教育を行い、健全で公共的なネットワーク社会の構築へ積極的に参画する態度を育成する。
- (4) 学校相互間の連携協力体制の整備
- 幼児教育から小学校教育、さらには中学校教育への円滑な接続を目指した幼稚園や保育所、中学校との連絡会を設けることにより、個々の児童理解、教育内容や指導方法について相互理解を深めていくようにする。

#### 4 早期発見の取組

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携
- 児童、保護者との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、市教育委員会、市子ども健康課、スクールカウンセラー、スクールアドバイザー、児童相談所、春日警察署(スクールサポーター、少年課等)等々の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (2) 「無記名アンケート」の実施
- 「無記名アンケート」を毎月1回実施し、いじめの有無について定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行うようにする。また、形式に沿って、集約を速やかにを行い、管理職へ報告する。
- (3) 「いじめの早期発見・早期対応の手引き(H19.3福岡県教育委員会)」の活用
- 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」の「チェックポイント」を活用し、いじめ等の人間関係のトラブルを早期に発見するよう努める。

#### 5 いじめへの対処

- いじめに関する相談を受けたり、いじめに関わる事象を発見したりした場合、別紙対応マニュアルに基づき、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- アンケートをはじめ対応の記録は時系列で整理し、管理職指導のもと確認・保管をする。
- いじめの解消の判断については、いじめ認知から少なくとも3ヶ月間見守り判断する。

#### 6 年間計画、教員研修、評価と検証

- 一般研修として、計画的にいじめに関する教員研修を実施する。
- 「生徒指導年間指導計画」や「規範意識育成学習計画」に基づく学習指導を確実に実施するために、学年会等での計画、研修に努める。
- 学校評価と連動させ、別紙学校評価計画に基づき、いじめに関する計画的・組織的な評価と検証に努める。

## 7 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った。」という申立てがあった場合  
（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する第三者委員会を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

## 8 いじめ深刻度レベルに応じた対応・報告について

| レベル | 内容   | 対応（○）・作成するもの（◆）  |
|-----|--|--|
| 1   | ○友人関係等のトラブルで、担任等と保護者が情報共有して対応<br>・言葉によるからかいや無視<br>・心身の苦痛を感じるトラブル   | ○いじめの認知<br>○担任等で対応、学年で共有<br>・事案の分析<br>○管理職と共有<br>・場合によって組織対応について助言<br>◆いじめに関する実態調査（個票）【学校集約用】<br>◆月例報告（様式 5）へ反映  |
| 2   | ○アンケート等で「いじめの訴え」あり<br>・言葉によるからかい、仲間外しや無視などが複数回発生<br>・手当や治療の必要がない軽い身体接触   | ○いじめの認知<br>○校内いじめ問題対策委員会で協議<br>・事案の分析<br>・組織対応について協議<br>・市教委への報告の判断<br>◆いじめに関する実態調査（個票）【学校集約用】<br>◆月例報告（様式 5）へ反映   |
| 3   | ○アンケート等で「いじめによる実害」「いじめ継続」の確認<br>・精神的苦痛、身体的苦痛（暴力、物を隠される、傷つく言葉等）<br>○警察に相談または通報<br>・いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（令和 5 年 2 月 7 日文科省）を参照 | ○いじめの認知<br>○校内いじめ問題対策委員会で協議<br>・事案の分析<br>・組織対応について協議<br>・関連機関との連携について協議<br>○教育委員会への口頭報告・相談<br>○教育委員会へ文書（様式 7）報告<br>◆月例報告（様式 5）へ反映<br>◆事件・事故等報告書（様式 7）<br>◆暴力行為に関する実態調査（様式 10）                          |
| 4   | ○長期間かつ陰湿的に実害が発生<br>・被害児童が登校困難な傾向<br>・重大事態発生の懸念<br>○触法行為が発生<br>・万引き、強要、怪我を伴う暴力等   | ○いじめの認知<br>○校内いじめ問題対策委員会で協議<br>・事案の分析<br>・組織対応について協議<br>・関係機関との連携について協議<br>○教育委員会へ口頭報告・相談<br>○教育委員会へ文書（様式 7）報告<br>○関係機関への相談<br>◆月例報告（様式 5）へ反映<br>◆事件・事故等報告書（様式 7）<br>◆暴力行為に関する実態調査（様式 10）<br>◆重大事態発生報告 |